

昭和三十一年三月七日(水曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 神田 博君
理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君
理事小平 久雄君 理事佐本 一雄君
理事長谷川四郎君 理事中崎 敏君
理事永井勝次郎君

秋田 大助君 阿左美廣治君
内田 常雄君 大倉 三郎君
菅 太郎君 椎名悦三郎君
篠田 弘作君 島村 一郎君
首藤 新八君 鈴木周次郎君
田中 角榮君 田中 龍夫君
中村庸一郎君 野田 武夫君
前田 正男君 松岡 松平君
南 好雄君 森山 欽司君
伊藤卯四郎君 佐々木良作君
多賀谷眞松君 田中 武夫君
松尾トシ子君 松平 忠久君

出席國務大臣 石橋 湛山君
通商産業大臣
出席政府委員
大藏政務次官 山手 満男君
大藏事務官 (理財局長) 河野 通一君
通商産業政務次官 川野 芳満君
通商産業事務官 (大臣官房長) 岩武 照彦君
通商産業事務官 (輕工業局長) 吉岡千代三君
中小企業庁長官 佐久 洋君
委員外の出席者
大藏事務官 (理財局長) 堀口 定義君
財局資金課長

大藏事務官 加治木俊道君
(銀行局特務金融課長)
通商産業事務官 (中小企業庁振興部長) 秋山 武夫君
中小企業金融公庫總裁 坂口 芳久君
融公庫總裁 門司 正信君
参考人(商工組合中央金庫理事) 専門員 越田 清七君

三月六日
機械工業振興臨時措置法案 (内閣提出第九八号)(予)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
高圧ガス取締法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二二二号) (參議院送付)
中小企業信用保險法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五七号)
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五八号)

○神田委員長 これより會議を開きます。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましてはすでに質疑は終局いたしましたので、直ちに討論に入りたいと存じますが、討論の通告がありませんのでこれを省略し、直ちに採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めま

す。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○神田委員長 前會に引き続き中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保險法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑を継続いたします。中崎敏君。

○中崎委員 きのうから大蔵大臣の出席を要求しておりますが、一向見えなないのであります。何しろ大蔵省は、御存じの通り中小企業金融にいては通商産業省と同じように共管の責任を持っております。こうしたため、重要な問題を審議するに当りまして、しばしば要求してこないにもかかわらず、大蔵大臣が出てこないという事は、共管の権限と責任とを一切放棄する考えであるのかどうか。さらに委員長の前から、大蔵大臣の出席がないのに、議事を幾らこれでやめてくれといふために、なかなかそうもいかないのではありませんから、この点一つ委員長の方からさうぞうお計らい願いたい。

○神田委員長 中崎君にお答えいたします。大蔵大臣は、ただいま參議院の本會議で社会党の緊急質問の答弁のためしばらくおくれま、終り次第、ち

らへ伺います、こういう御連絡でございませう。それから政務次官は間もなくこちらへ参ると思ひます。それから銀行局長はまだ病氣で休んでおります。理財局長の方は連絡中でございまして間もなく出席いたしますので、この点お含み願ひたいと思ひます。

○中崎委員 ほとんど大蔵省に集中して質問すべき問題が多いのでありまして、関係者がほとんど出てこないという現状においては、私としてはそうした人が一応そろそろまで質問を留保しておきたいと思うのであります。そこでだれか与党の方からでも質問があったら一つ……。

○神田委員長 それでは首藤新八君。

○首藤委員 私は中小企業金融公庫の問題について二、三御質問いたしたいと思ひます。

中小企業の金融を円滑にいたしまするために、現在商工中金、国民金融公庫並びに中小企業金融公庫の三本立になつておるのであります。その中で商工中金と国民金融公庫に対するところの批判は最近ほとんど聞いておりません。ひとり中小企業金融公庫に対しては全国至るところで強い批判が起つておるとは、昨年末の本委員会では詳細に報告したところでありまして、しかるにその後一向改善の跡を見得ないことを私はきわめて遺憾としたしておるのであります。そこできょうは中小企業金融公庫の總裁が見えておりますから、總裁に一つお聞きいたしたいと思ひます。

○坂口説明員 お尋ねの趣旨が実はよくわからないのでございませうが、繰り上げて償還したものがあつたという、それを込めての意味でございませうか存じませんが、最近におきまして多

少期限前に償還したものがございまして、そういう意味で予定より回収予算にきめました自己資金といひますか、回収金は幾らかふえて参つております。

○首藤委員 そういうことを聞いていますのじゃない。もう少しはつきり聞いてもらわなければいかぬ。融資に対する

われわれがこの金融公庫を創立いたしました当時の趣旨は、一般の金融ベースに乗らない中小企業の金融を円滑にする、それを目的としてこの機關を作つたことは今さらあらためて申し上げるまでもないと思ひますので、針を過去三年を通じて見ますと、事

ごとくにわれわれの期待に反しておる。そうしてその結果が全国業者の強い批判となつたのであります。まず私があなたにお聞きしたいと思うのは、融資に対するところの回収率はどういうことになつておるか、それを一つお伺ひしたい。

○坂口説明員 件数について申し上げますと、ただいまのところ延滞しておりますのが三割くらいあります。

○首藤委員 延滞は三割だそうでありますが、実際に回収不能になつたのは幾らあるか、その率をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂口説明員 お尋ねの趣旨が実はよくわからないのでございませうが、繰り上げて償還したものがあつたという、それを込めての意味でございませうか存じませんが、最近におきまして多

る回収不能になったものが幾らあるか
ということをお聞きしておる、何%あるか、
それを聞いておるのだ。

○坂口説明員 私どもの方が始めまし
てからのものにつきましては、延滞金
の準備金は積み立てておりますが、
現実に償却したものはまだござい
ません。古いものにつきましては順次
償却いたしております。

○首藤委員 どうも私の申し上げてお
ることがおわかりにならぬ。私の申し
上げておるのは、回収不能になったも
のが融資に対して何%あるか、それ
をお尋ねしておる。

○坂口説明員 償却いたしましたもの
は、新規のものにつきましてはまだご
ざいせん。ただ延滞いたしております
ので、それに対して準備金を積
みおきますということを申し上げたの
でございます。

○首藤委員 どうもあなたの答弁は
はつきりいたしません、しかしそれ
以上答弁できなければそれでいいです。
そこで商工中金なりあるいは国民金
融公庫なりあるいは農林中金なり、そ
れらの回収率とあなたの方の回収率を
比較して、あなたの方の回収率はど
ういう立場にあるかということを検討さ
れたことがあるかどうか。また同時に
ありとしますならば、自分の方はな
んぽでほかの方はなんぽ——自分の方
をあなたは知らぬのだから答弁できな
いかもしませんが、ほかの方はどう
なっているか、それを比較検討したこ
とがあるかどうか、その点をお伺いし
たい。

○坂口説明員 他の金融機関の回収率
につきましては正確に判断できないの
でございますが、大体私どもの方の回
収率は普通の回収率ではないかと思っ
ております。

○首藤委員 私たちの調査によりまし
ると、ほかの金融機関は回収不能に
なったものが相当多い。さらに大企業
を対象とした開業銀行の回収率を見ま
すと、昨年のごときは七十%、こう
いう状態になっておる場合に、金融
ベースに乗らない中小業者の金融を援
助するという意味において設立され
たところの金融公庫の回収率は、あまり
にも過ぎやせぬかと思う。一般の中
小業者のあなたの方に対する強い批判
のあるのは実にごときであります。あ
なたのところの金融は申し込んだもの
のうち大部分が却下されておる。しか
も申し込むまでの手続の煩瑣、調査の厳
格なこと、そしてそのあぐくの結果が
あなたの方では却下されておる。そこ
にあなたの方に対するところの全国的
な強い批判が行われておる。私たちか
ら見ますれば、あなたの方の回収率は
他の金融機関よりも一番悪いのが普通
だと考える、悪くていいと考えてお
る。それにもかかわらず他の金融機関
よりも一番回収率がいい、いわんや開
業銀行に比較した場合格段の開きがあ
る。この一事をもつてみても、あなた
の方の貸し出しがいかに厳格であるか
ということをお如実に立証しておる。こ
れで日本の中小企業の振興ができるか
どうか、私たちはだてや道楽であなた
の生活の保障のために、この機関を
作ったのではない。日本の中小企業を
振興したい、それがために、商
工中金は組合金融である、国民金融公
庫は零細企業である、そこで組合員外
の、しかも金融ベースに乗らないもの

を援助したいという考え方によって、こ
の金融公庫を作った。ところがその精
神とあなたの方のやり方は全然逆行し
ておる。しかも今日まで二回も三回も
あなたには警告を発してある。それに
もかわらず一向反省の色がない。こ
れであなたは日本の中小企業が振興で
きるとお思いになるかどうか。この点
一つあなたの方の心境を聞きたい。

○坂口説明員 いろいろ私どもの公庫
のやり方につきましては御注意をたびた
びいたしております。しかしながら
今日まで御意見に従ひまして、手続そ
の他はずいぶん緩和して参つたつもり
であります。また今後も、昨日も申し
上げました通り期間の点につきまし
て、また担保その他の条件につきまし
て、また使途等につきましての各種の
ことについて、さらにしんしんを加
えて参りたい、こういうつもりでおり
ます。今日まで約六百億近いお金をと
にかく中小企業の方々に回収してきま
した。ごく短期間の間にこれだけお回
しできましたのは、幾らかでも中小企
業の皆さんにお役に立っておると私は
信じております。

○首藤委員 六百億出しておるから、
幾らかお役に立っておるといふうぬぼ
れを持つておるらしいのですが、これ
はあなたの方のうぬぼれといふものです。
そういう考え方だから公庫は幾らたっ
ても改善できない。

○坂口説明員 代理店の数は四百九
十、その窓口を加えますと、五千余に
なっております。

○首藤委員 五千有余という膨大な代
理店の窓口を持たれておる。そうす
るとあなたの方の資金源から見ても、そ
の窓口が十二分に代理店の使命を果
し得るとお考えになるかどうか、この
点一つお伺いしたい。

○坂口説明員 多数の代理店の中には
十分に活動しておらないものもござい
まして、前年の委員会におかれまして
も注意をするようにという御決議もご
ざいましたので、そういう趣旨に従ひ
まして、不十分な代理店につきまして
は、今後十分に指導監督して参りたい
と考えております。

○首藤委員 不十分な代理店しを連絡
をとって活用することはけっこうで
ありますが、五千の窓口のごときとく
が、融資の方に協力してあなたの方に
資金の申し込みをした場合、あなた
の方はこれを供給し得る能力があるの
ですか、その点もあわせて聞きたい
と思ふ。

○坂口説明員 資金の総量につきまし
ては常に不足がちでございます、十
分とはいかぬのでございまして、
○首藤委員 五千の窓口が全部融資を
申し込んだ場合、この一割も充足する
だけの資金源があなたの方にはない。
そこに一つの大きな問題があるの
です。資金源がないにもかかわらず、い
たずらに窓口が多い。そこで多い窓口
からあなたの方に申請する、あるいは
資金がないために、いろいろな口実で
もつてこれを拒否する。そこで窓口の
方ではあなたの方に申し込んだとい
うていこの融資は受けられないとい
う、あきらめから、業者の方から申請が
あつても金融公庫の方はだめだとい
ふことで窓口で拒否してしまふ。これが

現在のほんとうの姿なんです。そこで
私はあなたに申し上げる。これで中小
業者の金融をほんとうに円滑にでき
るかどうか。今のあなたのお話からす
れば、やりたいけれども金がない。な
いのがほんとうなんです。この点にあ
なたの一番大きな欠陥があると考
える。同時にあなたの方は昨年来直接貸
しをするということをやつておられ
ますが、さらにまた今後拡張される構想の
ようにも聞いておりますが、わずかの
資金源でもつて国民金融公庫が全国的
に支店を持つ、商工中金の方も支店を
持つ、その上さらに資金源の少ないあ
なたの方が全国的に支店を持つことは、
ほんとうにこれが中小業者のためにい
いことかどうか。私たちの考えによ
れば、資金源の少ないものがいたずらに窓
口だけ持つてたくさんの方の経費を使
うことは、結局中小企業に対する融資の
コストを高くするだけでありまして、結
果的には中小業者のために不利だと考
える。これは他の同僚委員から御質問
があつたと思うのですが、代理店しに
四分二厘というような非常に高い手
料を払つておる。もしこれを何らかの
方法によつて合理化すれば、その他の
経費は全部省かれて、中小企業に対す
る金利はそれだけ低下するのであり
ます。私たちは日本の中小企業を振興
いたしますためには、大企業よりも中
小企業に相当安い金利で融資をする、そ
の面において中小企業を振興すること
が最も効果的であるという考え方を
持つておるべきであります、あなた
の方のやり方は、先ほど申しましたご
とく、ことごとく私たちの期待に反す
る。この支店を作ることも自体も私たち
の考えとは根本的に相いれないものがあ

る。もつとこの際日本の中小業者を振興する、おのれを捨てて、いかにすれば金融が円滑で資金源が豊富になり、そしてコストが安くなるか、こういう点にあなたはお考えが及ばませんか。私たちは先ほど申し上げたごとく、あなた方の生活を保障するために金融公庫を作ったのではない。日本の中小企業を振興するために作ったのです。この点あなたはどうかお考えになるか、その点あなたの心境を聞いておきたい。

○坂口説明員 中小企業者のために金利を安くいたしますことについては、安くしたいと考へております。それに昨日も話しいたしました通り、代理店手数料の点につきましては、来年度から後に代理店の手数料は幾らか下げることもできまして、今後直ちに下げるつもりでございますが、金利も引き下げて参りたいという努力をいたしたいと思っております。

○首藤委員 金利を今後どういう程度に引き下げ、それから代理店貸しの手数料をどの程度に下げる構想でありませうか、これも念のために聞いておきたい。

○坂口説明員 今申し上げました通り、今直ちに金利を引き下げることには困難でございますが、代理店の手数料引き下げその他によりまして金利を引き下げようという努力をいたしたいと思っております。

○首藤委員 引き下げは考へておるといふような抽象的なことを今の段階においておっしゃることはなほは怠慢だと思ふ。少くとも新年度は来月であります。この明年度の金融はどういうことになっておるか、資金源がどう

いうことになるか、それに対してどういう方法をもつて何分下げるといふような計算は、すでにあなたの方ではできているのが当然だと私は考へる。それにもかかわらず、ただ下げるといふだけで、どこまで下げるといふ計算もできていないこととはあまりにも大きな怠慢ではありませんか。これでもあなたは職責を遂行しておるとお考へになるのかどうか。もう少しはっきりした数字は出ないのであるが、

○坂口説明員 代理店手数料は来年度から一五%引き下げるつもりであります。金利は来年度早々からは引き下げられないのであります。他の政府機関等の利子の関係もございまして、今すぐに引き下げる目標を申し上げることはできません。

○首藤委員 一般の民間の金融機関でも何月からはどのくらい引き下げるといふことははっきりいたしておるのではありません。あなたの方は特殊金融機関であります。少くとも明年度の資金源が何ぼある、そうして資金の合理化で何ぼ浮かせる、また手数料は一五%下げるといふ点で金利は何ぼ下るといふくらいは計算は、当然今日の段階においてできていなければならぬはずだと思ふ。それにもかかわらず、そういう計算ができていないこととは、あなたに中小企業に対する熱意が全然ないんだということをわれわれは疑わざるを得ない。ところで聞きしますが、昨年来日本の金融状態は非常に緩慢になって参つて、各銀行は昨年の夏まではなかなか融資は困難であつたが、昨年から年末にかけてどの銀行もダブついてきて、従来融資しない

ところに対しても銀行は積極的に融資することになっておるのであります。が、この間の事情をあなたは御承知かどうか、その点を伺いたい。

○坂口説明員 御指摘のように、昨秋以来金融が緩慢になりました。関係上、従来中小企業向けに銀行が出して参りましたパーセンテージがやや上つて参りました。ちょうど公庫ができましたところの年末のパーセンテージが、銀行が中小企業に出して参りますパーセンテージの一番多かつたときで約三七%くらいになっておりましたが、昨年の九月ごろから上向いて参りました。ただいまでは三四%か三五%くらいに上つて参りました。お話のように銀行の貸し出しがややふえて参りました。それを反映いたしましたのか、代理店の中におきまして、従来よりは中小専門の金融機関の方への資金の割当がふえまして、地方銀行等の割合が減つて参つております。これも資金緩和の様相を反映しておるのではないかと考へます。

○神田委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○神田委員長 速記を始めて。中崎敏君。

○中崎委員 それでは大蔵大臣に対する質問は一応あと回しにしておきたいと思ひますが、とりあえず当面の問題について伺いたい。実は今首藤君が質問しておいたようなことをあわせて質問する予定でありましたが、なるべく重複は避けませんが、取り上げる問題についてはやや同じような方向のものもあるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○神田委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○神田委員長 速記を始めて。中崎敏君。

中小企業金融公庫の代理店貸しの手数料が四分二厘だが、これはあまりに高いので、この商工委員会においてもしばしば決議などの形においてその点を表明してきたわけですが、先ほどの説明によると、今後この手数料がある程度下げるといふことではあります。たとえ普通の銀行が日本銀行から金を借りて中小企業に貸し出しするような場合においても、二厘ないし三厘程度のさやで貸しておるのではないかと考へる。そうすると年利一分ないし一分一厘程度です。しかもそれは自分の危険と責任にかかわらず、中小企業金融公庫の代理店貸しの場合においては、四分二厘と膨大な手数料をとつてゐる。これはどう見ても私どもには解せない。これが中小企業金融公庫を通ずるところの、国家機関を通ずるところの金が金利に変わるという理由にもなつておるのです。この点について納得のいく説明をお願いしたい。

○河野政府委員 御指摘のような中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫についての問題があるかと存じます。代理店手数料については、私もございいます。中小企業金融公庫が数年前に貸し出したときに、その手数料をどういふふうにかつていたかといふことはいろいろ議論をいたしたのであります。當時はまた貸出したの初めでありまして、まず従来開業銀行において行なつておりましたような場合における手数料その他も参酌いたしまして、それに危険分担の割合等に応じて若干の修正を加えたといふこととで出されたしております。その後こ

れを引き下げるべくいろいろ努力をいたして参つたのであります。十分なことができませんで参つたような次第であります。今後相当程度の引き下げをはかるべく、現在具体的な案を検討いたしておりますが、国民金融公庫につきましても同じような意味におきまして、できるだけ手数料の率を下げたいといふ努力をいたしたいと考へております。ただ、これはもちろん中崎委員よく御承知と思いますが、普通の銀行等が大きな企業に対して資金を出す場合と比べて、いろいろな手数料が相当かかるといふたような、つまり中小企業金融においては単位当りの金額が少いといふようなことから、単位当たりにかかる手数料はどうしても高くなるというところは御承知の通りであります。そういう点を十分に配慮しながらできるだけ引き下げていきたい。とりあえずのところでは、現在の手数料を大体一割五分程度引き下げるようにいたしたいといふことで努力をいたしておるようなわけでございまして、今後につきましても、金融情勢の推移に応じて、できるだけ下げていくように努力をいたさなければならぬといふように考へておる次第であります。

○中崎委員 一割五分程度の手数料の引き下げをやるということでは、それが、それでもなおかつ高いのではないかと。私の見るところでは、二分か二分五厘程度でもいいのじゃないか。ただ実際に、最近における市中金融機関の金もある程度手元の余裕があるといふ事実もありますので、勢いコミーシャル・ベースに乗るようなものは自分自身の金を貸したがる、ベースに乗らぬものは実際に貸さない。従いまし

て中小企業金融公庫の方から金を出そうと思つても、なかなか勉強しない銀行が多い。同時に今度は公庫自身も、先ほど首藤君も言われたように、厳重な担保をとつて、そうして貸し出しの条件等も非常にシビアである。従つて借りようとする側も苦勞しても結局借りられないで、締め出しを食ふ結果になつておるわけでありませう。それでかりに今一割五分でなしに、私が言うように二分五厘なり三分程度に下げたとして、公庫の方から貸し出しする金は、今度は銀行の方からほとんど返つてきて、そんなものは扱ひませんとすることに出来るのかならぬのか、そういう見通しは一体どういふことになるのですか。

○河野政府委員 今御指摘の点は、たとへば今お話のように手数料を二分なら二分に下げた場合には、それじやもう代理店は扱ひませんといつてくるかどうかという問題であります。私は二分までいきなりいくことがいいか悪いかということは相当疑問があると思ひます。一割五分といふことをとりあえず引き下げるといふことでやつておりますが、これは先ほど申し上げましたように、私も十分とは考へておりませう。さらに第二段、第三段の手当として、この手数料の引き下げは、かつていく、全体の金利を下げたいといふことの努力をいたして参りたいと思ひますが、一挙にそういうところまで、たとへば今よりも半額以下に下げていくといふことが妥当であるかどうか。やはりその際には、できるだけ早いテンポでそこへ持つていくようにいたしたいと思ひますけれども、やはり順を追つて、段階を踏みながら下げ

ていくといふことの方が、実行上スムーズにいくし、妥当でないかと考へておる次第であります。今お話のように手数料を二分に下げた場合に、直ちに代理店が断わるかどうかの点につきましては、私も的確なことはまだ申し上げるわけに参りませんが、その問題はその問題として、できるだけ下げよう、私も、私もまじめに努力して参たいといふ決心でおるということだけ申し上げさせていだきたいと思ひます。

○中崎委員 全般的に見まして、金利も低下の傾向にあります。預金の金利もいすれ下げられることと思ひます。貸付金の金利も下る、社債、金融債等の長期債もまた当然下るような状況にある。それをいふところ、状況に下げるか、預金、貸付金、金融債の一方針と見通しを大蔵大臣に聞きたいと思ひましたので、実はそういうことを含めて大蔵大臣の出席を御要求申し上げておるわけでありませう。いすれにしてもそういう状況下において中小企業金融が、ここに公庫を通じて出るものも、あるいは商工中金を通じて出るものも概して金利が高い。そこで私たちは農林中金あるいは農林協同組合等を通じて出されるような資金の金利と相当に開きがあると思ひます。そこにそうした機関に対する政府からの協力といひますか、熱意の足りない面がある。ここに一つは原因があるかと思ひます。あります。そういう意味において代理店、商工中金に對するところの金利の引き下げについて、なお一段と努力を願つておきたいといふふうに考へるわけでございます。

そこでそうした問題についてさらに進めていきたいと思ひるのでありますが、その前に、先ほど首藤君からもお話があったのでありますが、まず中小企業金融公庫においては貸し倒れの、回収不能のものがまだないといふこと、これは驚くべき好成績であり、大いにほめるべきだと思ひますが、それだけ先ほど言うように、まるきりところんでも損がないように、間違ひがないようにといふことで、普通の銀行以上の厳重さをもつて金を貸しているといふことになる。こういう行方が中小企業金融公庫の使命を果すものであるかどうかといふこと、言いかえれば相当無理をして普通の銀行で本来やるようなことを金融公庫が取り上げて、そしてそれだけをやつてゐる。これは従前の金融機関が金が足りなかつたから、元來を言へば普通の金融機関がほとんど貸すべきものを政府がただそれを取り上げてやつてゐるだけで、本来の中小企業を救済するといふ考へ方の上に立つたところの金貸しじやない。現に零細な中小企業といふものは非常に行き詰まつておる。たとへば実例を申し上げますと、手形交換所の実績を見ても明らかであります。まず東京手形交換所の不渡り手形の傾向を見ましても、三十年十二月には一枚当り平均の不渡り金額が七万五千円程度である、ところが二十九年初めのころから、とするとそれが十万円から十二万円程度であつて、三、四割方金額がずつと零細になつてきてゐる。さらに不渡りの枚数が三十年十二月の統計によると四万九千枚ぐらゐる、ところが二十九年初めごろには三万二千枚といふふうに、やはり三、四割方不渡りの数が増えてゐる。このように金額が零細になつて、その数が増えてきてゐるといふことは、言いかえればちよつぽな中小企業者がだんだん苦しくなつて追いつめられてきてゐる、こういう状況にあることを示しておるものだと思ひます。

従ひまして最近における経済界はやや見通しがよくなつたとは言ひながら、多数の零細企業者といふものはほとんど追ひ詰めて苦しくなつてきておる、現に首つりする者まで起つてきてゐる。そういうふうな中小企業の実態に對して、この対策をどういふふうにお考へになつておるかをお聞きしておきたい。

○河野政府委員 お尋ねの点は幾つかあつたと思ひますが、まず第一に商工中金の金利を引き下げる問題でありますけれども、これは御指摘の通り一般の金融情勢から見ましても金利全体が下つてきてゐる、これは長期、短期を問はず相当なテンポで下つてきてゐることは事實であります。この状況を受けて、商工中金の金利も下るだけ、ことに中小金融を扱つてゐるのでありますから、できるだけ低い金利にすべく努力を現在まで續けて参りましたし、今後も續けて参らなければならぬ、かように考へております。この点につきましても、具体案を今いろいろ通産省及び商工中金御当局と御相談をいたしておるところであります。できるだけ早く、できるだけ大幅に引き下げるように努力をいたしたいと考へております。

第二の点は中小企業金融公庫の貸し出しが、ほとんど延滞もない、償却するやうなものも出ておる、これは貸し方があまり金貸し根性に徹しておるのじやないかといふふうな御質問であつたと思ひます。この点は私はまずその運営の方法について誤まりさへなければ、やはり租税から來てゐる政府の資金を運用したものでありますから、できるだけ貸し倒れも起らない、延滞も起らないといふふうにするの大事な資金を使つてゐる、さらに多くの方々にその金が回轉して潤つていくようにすることが望ましいと思ひます。しかしながらそういう政府機関は一切延滞とか償却をすべきやうな貸し出しをすべからずといふことも私はないと思ひます。ただここで一言だけ申し上げておきたいことは、中小企業金融公庫はまだできましてから三年足らずといふことでありまして、普通の場合におきましてはまだ償却をいたすやうな時期に達してゐません。最終期限が参りました貸し出しといふものも割合少いわけでありませう、これが取り立てを行ひまして最後に償却といふ段階まで至ります。これは、まだ設立後の年数も十分経過いたしておりません。従ひまして現在の状況における貸し出しがすべて償却を要しないものであるといふことはなかなか言ひ切れないのじやないかと私は考へております。しかし必ずしも償却がたくさん起るやうな貸し出しがいいとは思はず、まださういふところまで期限が來てないといふふうに見なければならぬと思ひます。なお三カ月以上の延滞をいたしておりますものが、現在までのところで件数で約三割程度の延滞率になつておるやうであります。この点につきましても、政府機関といふものが一般の民間の金融に對してどう

いうふうな立場にあるか、これは補充作用であることは間違いないのでありますが、補充作用としての意味及び性格をどういうふうな考えでいくかという問題にかかわると思うのです。金融でありますから、どんな貸し倒れが起つてもとにかく政府機関は貸し出すべしというところは言うべきじゃない、やはり金融という全体の大きな線は守らなければならない。それでなければ補助金とかあるいは交付金とか、そういう形で処置をすべきものじゃないかと考えております。

その次は不渡りの問題の御質問であつたと思いますが、不渡りの実績、その単位当りの平均金額及び件数等につきましても推移は、今中崎さんのお示しのようなことになっておると思ひます。詳しい数字は私今ちょっと手元に持っておりません。この不渡りがどういうことを意味するか、実はなかなかむづかしい問題でありまして、私もいろいろの見地から検討いたしておりますが、なかなかこの問題は一概に言えない点があるのじゃないかと思ひます。しかしながらそういうふうな不渡りの件数が多いということ及びその一件当りの金額が小さくなつてきているというところは、いずれにしても中小金融というものの、あるいは中小企業というものの苦しい状態を表わしておるということには私も間違いないと思ひます。その数字がそのまゝ比例して表わしておるかどうかは別といたしまして、傾向としてはそういうことは言えると思うのであります。これらの問題についても、堅実な中小企業に対する金融の疎通ということについて、今までの施策が百パーセント完全に

れておると私も考えておりません。今後においても中小企業の育成あるいはその基礎の強化という観点から、あつた限りの金融的な裏づけを今後とも行なつて参りたいと思ひておる次第であります。

○中崎委員 零細な中小企業者はだんだん没落して、追い詰められておる。これに対する金融面からの対策はいろいろあるでしょう。金融面の対策は、一面、中小企業庁などの活動と相俟つて、できるだけ組織化の方向に、ことに系列的な組織化あるいは広範な組織化、いろいろあるでしょうが、そういうふうな組織化の方向によつて作り上げられた組合金融を適切にする、金融を容易にし、金利もできるだけ安くして、親心を持つてやる。それには商工中金なども活発に動かしていくということが一つ。もう一つの方法としては、国民金融公庫なり何なりの使命をある程度生かし、今、局長が補充作用を持っておると言つておられますが、なるほどそうでしょう。普通の金融機関では貸付のできないものに對して、この金融公庫法を發動して運用していくのだというの、その目的なのです。普通の金融機関でできないことというのは、どういふことかという、主としてある程度リスクは多いけれども、そのリスクのペースをわざと下げて、そういう面に貸すのだ、中小企業を救うのだという意味が十分に含まれている。その親心を忘れては、補充作用といひますか、中小企業金融公庫の存在の意義がないと思ひます。ただ金だけを普通の銀行に提供して、代理貸しをやらせるのだというなら、何もこの必要はない。政府が日本銀行をつついて、普通の金

をどんどん流して、ワクワクさへ広がればいいのであつて、別にこういう機関を設けて特別の仕事をやらすという考え方は、やれやれすれば、この困つた立場に追い込まれておる多数の中小企業者をできるだけ国家の手をもつて適当に指導していく、援助していくという考え方である。補助金まで一や二やるわけにはいかぬけれども、金融の方法によつてこういうものを救い上げれば救い上げられるものを救い上げていくという考え方の上に立つておると私は解釈しておるから、もう少し範囲を広げてある程度のリスクはあつてもかまわないのじゃないか。ことにまた、金融公庫ができて三年足らずだと言ひますけれども、今日まで延滞になつたものは三割くらいだと言われまふ。しかし回収不能だと認められるものは一体どのくらいあるのか、それを金庫の総額に一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○坂口説明員 公庫の資金は、御承知のように長期資金でありますので、最終期限の来ましたものはごく少いものでありますから、回収不能と確定いたす段階にはまだ至っておりません。ただし、お手元に置いておると思ひますが、滞り貸し準備金として相当金額を準備はいたしております。

○首藤委員 関連。きょうは理財局長も見えておるし、今中崎君に対する答弁を聞いて私ははなはだ不可解な点がある。今お話を聞くと、この金融公庫はできて三年間、従つてまだ回収不能になつたものはないというお話である。しかし回収金は非常に少く、いはずである。ところが今中小企業庁

の資料を見ると、金融公庫の償却率は一昨年は一分六厘七毛、昨年は一分八毛、これをほかの方に比較すると、農林漁業金融公庫の償却率は、一昨年は〇・七四、昨年は〇・一五です。さらに商工組合中央金庫は〇・八一二、農林中央金庫は〇・七四四、ほかの金融機関は公庫を設立して長い。従つて取り立て不能になつて償却金を引き当てなければならぬ金額が相当あると私は想像する。それにもかかわらず、今みな〇・以下のものである。償却金がまだ生じていない。この公庫だけが、一昨年は一分六厘七毛、昨年は一分八毛、他の機関に比較して格段に高いところの償却金を引き当てておる。これは何の必要に應じてこういうことをしておるのか、またあなた方は監督官としてこれを見られてどう思ふか、この点を局長から聞きたいと思ひます。

○河野政府委員 先ほどの私のお答えが少し言葉が足りませんでしたので、訂正させていただきます。私が中崎委員にお答え申し上げましたのは、中小金融公庫ができてから新しく貸し出した資金については、設立後まだ三年足らずでありますから、期限の来ていないものが大部分であるし、また期限の来ているものについてはまだ償却という段階まで来ておりません。こういうことを私は申し上げたのであります。今首藤委員の御指摘の通りに、実は中小金融公庫には開発銀行からの引き継ぎ、その他見返り資金等もあつたことと思ひますが、開発銀行が従来中小金融関係の貸し出しをいたしておりましたものを引き継いでおります。この中には実は相当程度償却を

要するものがあるわけでありまして、これは準備金と関連しては開発銀行から引き継いだということに相なつておるわけでありまして。ただこの点は今整理をしておる過程でありますから、最終的にどの程度出るかというところははっきりいたしておりません。それからもう一つは、設立後新しく貸した貸し出しに對しても、今御指摘のように積立金を一定の率によつて積み立てておる。これはやはり将来相当償却を要するものが出てくることに對する準備としては、政府機関だといへば、やはり独立の金融機関でありますから、それに対する償却はいたさなければならぬ。そのためには、やはり準備は十分しておかなければならぬ。ただそれが設立後また新しいものでありますから、新規の貸し出しについては償却を必ず十分にしなければならぬという具體的な結論はまだ至っておりません。しかしその中から相当程度——絶対に償却を要するものが出ないとは言えないわけですから、独立の金融機関としてそれに備える意味で、手厚く貸し倒れに對する準備というものが必要である。こういう意味で、一定の率で積み立てておる、これが今お示しになりました準備金の額、こういうことで上つておるわけでありまして。

○首藤委員 先ほど局長にお伺ひしますが、この償却金は一昨年の一分六厘七毛、昨年の一分八毛、これはあなたの方から公庫に命じて、これだけの償却金を積み立てさせたものかどうか。もしかかるならば、先ほど申し上げたごとく、同一の性格を持つてその他の金融機関が全部〇・以下の低率で十二分に回収不能の償却ができておるに

もかわらず、いまだ回収不能の発生していないところの金融公庫がなぜかような高率の償却金を積み立てておく必要があるか、こういうことをすることによって中小企業に対する金融のことが高くなることは、申し上げるまでもなくあなたが十分御承知の通り。私たちが中小企業金融公庫を作ったのは、一般の金融ベースに乗らない中小企業の振興をはかるために、非常に危険性のあるものを対象にして特殊の金融機関を作った。ところが総裁の答弁を聞くと、回収の遅延しておるものがわずかに三%くらいである、回収不能になっておるものはいまだないというところである。他の金融機関に比較して回収率が高いか、そしてこの回収率の高いということは、融資に対して厳格な査定をしておるということ以外の何ものでもないのではありません。よって全国の中小業者は、今や公庫に対しては全く強い批判を浴びせておる。四面楚歌の状態になつておるの、実に金融公庫であります。私たちが設立の趣旨に反しております。よって私たちはこの際、せつかく作つたのであるから、当初の趣旨に合うような方向に金融公庫を持っていかなければならぬ。これが私たちの切なる希望である。またそれが私たちの仕事でもある。私は考えておる。よって今こういう質問をしておるのであるが、なぜ公庫だけが、これだけのものになつておるのかかわらず、高いコストでやつておるのか。これはあなたの方で指令したのか公庫が勝手にやつたのか。いずれにしても、その点を監督官庁としての立場から答弁を一つお聞きしたい。

○河野政府委員 お答えを申し上げます。す。貸出準備金の積み立てにつきましては、一定の基準によつて、そこまでは積んでよろしいという指令が出ております。この積み立てにつきましては、首藤さんがよく御承知だと思ひますが、これを積むこと自体は、結局政府で吸い上げないで、公庫にそれだけたの資金を残すということになるわけですから、これはできるだけたくさん積んだ方がいいわけですね。そうするとコストが下る。この点は御案内の通りだと思ひます。この点についてはたびたび実は御非難を受けておるのでありますけれども、国民金融公庫につきましては、数億の納付金をしておる。これを納付金をさせないで、全部積み立てに充てさせたらどうか、積み立てに充てさせるならば、それが全体の資金コストに対して、そこにたの資金がそれだけふえるわけですから、資金コストが非常に安くなるという議論が実はあるわけでありまして、この点はできるだけ積み立てさせることの方がいいんじゃないか。ただこれも、それじゃ幾らでも積み立てていいかということに対しては、やはり各政府関係の金融機関の性格に応じて、どの程度がいいかというところは十分検討しなければならぬ。今積ませておられますものは、国民金融公庫につきましても、中小公庫につきましても、二つの基準でやつておられます。一つは貸し出し残高の千分の十五に相当する貸出準備金を積みこつておる。もう一つは、この千分の十五に達しないから、その利益金は全部積み立てをさせる。つまり政府へ納付をさせない。こういうふうな形で、その資金を全部政府に吸い上げることは押えておるようなわけでありまして。この点は、国民金融公庫については数億の納付金をさせておられますが、納付をしないでもよろしい、こういうことになつておる次第であります。

○神田委員長 どうでしょうか、野党の方に質問を譲つておるのですから、緊急質問としてどうかさんやられると……。あとでまた機会があると思うのですが……。

○首藤委員 それではあとにします。

○中崎委員 河野理財局長の説明によつて、おそらく復金当時の貸出しの分まで引き継いだものだと思うのですが、これが相当乱雑というか、回収不能と認め得るものが相当金額あるというところは、私もよく承知しておる。であります。さてそうした焦げつきの、回収の見込みのほとんどないようなものを、満身創痍のものをかかえ込んで、中小企業金融公庫に置いて、しかもそれを今度はその損失を穴埋めするために積立準備金が多分に必要とするために今度は運用する金で穴埋めの金に積み立てするということなことは、もつてのほかだと思つたのであります。この金は当然国家の方ではかすべきであつて、中小金融公庫の正常の金を使うべきものじゃないかと思うのであります。この点いかがですか。

○河野政府委員 先ほどの御説明の言葉が足りなかつたかと思ひますが、旧復金から開業銀行にいつたのであります。中小企業金融公庫にいつたのであります。が、この金を実は遺憾ながら相当程度償却を要するものがある。現に一部は償却した後引き継いだということになつておりますが、さらにその後においても償却を要するものがあると思ひます。実は開業銀行、これはもとの復金であります。開業銀行からそれに見合う貸出準備金を十三億程度引き継いで参つたのであります。しかしそれは、もとの復金から開業銀行を通じてきたものを引き継ぎましたものに対しての貸し倒れ金に相当する準備として十三億程度のものを、その場合には両建て引き継いでおる、こういうことになつておるのであります。その十三億で足りるか足りぬか、私はおそらく十分だと思ひますが、その点はこれから整理いたしてみれば最終的にどの程度償却しなければならぬかによつてきまつてくるので、はつきりしたことはわかりませんが、私の見込みでは十三億の準備金をつけて引き継いでおるのでございまして、それを越えて償却しなければならぬというようなことは万ないだらうと思つております。

○中崎委員 そうしますと、依然としてその引き継いだ金についての償却を要するものがあるというようなお話は、一応それはそれで別個に切り離して考えていいのであつて、説明の大きな根拠にならなかつた、こういうことに解釈していいわけですね。

○河野政府委員 さきの点につきましては、首藤委員からお話のありました、貸出準備金をたくさん積み込んでおるじゃないかというお話に対して私の申し上げたのは、かつての復金から開業銀行にきて、それから中小企業金融公庫にきた分に対する見合ひの貸出準備金があります。そのほかにも新しく中小企業金融公庫が設立された後の新しい貸し出しについては、まだ設立後三年足らずですから、延滞は相当あります。が、俗な言葉でいへば、それを償却という形で勝負をつける時期にきておらないわけでありまして、おそらく私は相当程度の償却を要するものが出てくるんじゃないかと思ひます。従つてそういうものに対しては、やはり設立後における新しい貸し出しに見合うべき貸出準備金は、やはりほかの政府金融機関にも同じように積み込んでおるべきが、その率はおのづから違ひますけれども、それぞれの性格に応じて積み込んでおるべきではないか。積み立てることは決して落すということではなくて、それだけ資産と負債の関係においてリザーブしておくということでありまして、現実にはそれだけのものは落してないわけですね。

○中崎委員 今山手事務次官が見えたわけですが、中小企業金融公庫のあり方について、先ほど河野理財局長から意見も聞いておつたわけでありまして、どうもその考え方は、普通の金融ベースの考え方とあまり大きな懸け離れがない、普通の銀行を監督されると同じような考え方に立つて、中小企業金融公庫に対して監督しておられる。その実際の例は、中小企業金融公庫ができて三年にもなるのに、まだ貸し倒れらしきものがない。しかも回収の期限におくれおるものは三%程度あるが、これはまだ貸し倒れという段階にはもちろん至つていないし、将来はある程度予想し得るけれども、まだその程度であるということなのであります。従つてこの法律ができた当時においては、中小企業者が金融的に困つて

おるから、普通の金融機関ではどうしても手の回らないものを、国家が救済の意味を含めてその金融を何とかしてやっつけていこうという考え方の上から立つて、この法律ができたのは、山手君もかねがね承知のことだと思ふ。従いましてその法律のできた趣旨に沿うて運営をされれば、ある程度の貸し倒れあるいはさらに未回収のものがあつてもやむを得ないのじゃないか。普通の金融機関でも二〇%、三〇%程度の回収不能のものは、もう現在までにううと累積されてきておると思ふのです。いわんや中小企業金融公庫において、ある程度のものができるのは、その法の趣旨に沿うてこれは当然といふか、やむを得ないではないかと思ふので、今後その考え方がいかんによつて、嚴重なコーン・シヤル・ベイスの上に立つて、担保も嚴重に要求する、事業の将来性ももちろん考える、そうして今度は信用保険もつけさせる、ありとあらゆる万全の措置を講じなければ金を出さぬというやうなやり方を依然としてやつておつていいのかわるか。ことに最近においては零細な中小企業者が、これこそ救済できないというが、何らかの方法である程度めんどろを見てもみなければいけないのだ、何もかみからやれといつては捨て金を国家からやれといつては下げていけば相当救済し得る。そうしてそれがほんとうに経済の建設に役立つやうな中小企業の形態もたくさんあると思ふ。そういうやうな範囲までもう少し押し広げていくやうな考え方をもちつて今後やられるかどうか、それをお聞きしたい。

○山手政府委員 中小企業金融公庫を新設したゆえんのもの、市中銀行の金融ベイスに乗らないもの、中小企業の特質上たくさんあるもので、そういうものについて政府が特段の手を差し伸べていこうということでございます。決して市中銀行と同じやうにこれを取り扱い、あるいは考えていくはずはないのであります。ことに最近のやうに市中銀行の關係で金融が非常に緩慢になつて参りましたが、そうしなければならぬ中小企業にしまが寄つてくる面もございまして、今後さらにいろいろの点を考えて、お示しのような弊害がないやうに努めて参りたいと思ひます。ただ從來は御承知のやうに、中小企業金融公庫の融資の大部分は市中金融機関を窓口として運営してきておつたやうな事情もありまして、そういう窓口との關係において、必要以上に窮屈に取り扱つておつたやうなこともあつたやうでございますので、十分によく注意をしていきたいと思ひております。

○中崎委員 どうも大蔵省は普通の市中銀行を中心とするところの、いわゆる民間金融機関には非常に熱を入れた、いろいろな意味においての保護助長政策をとつておる。ところが中小企業關係の金融については非常に考え方がシビヤで、ある意味においては冷淡だといふやうにとれますが、そういう印象を持つわけでありまして、きのうもちょっと申し上げたのでございまして、農林關係の金融は一般の民間市中銀行の金融機関とそれから中小企業者に対するところの金融のちよと中間をいくものである。言いかえれば中小企業者に対しては最も嚴格な態度をもつて接しておられる、こういうやうな考えでおる。たとえば末端に貸し付けられる金利から見てもそうでありまして、たとえば農林漁業金融公庫を通じて代理貸しをされる手数料率といふものは一分六厘五毛でありまして、それから三十一年度においては一分五厘程度に下げたといふのでありますけれども、中小企業金融公庫に對しましては、中小企業金融公庫を通じて、中小企業者に対するところの政府の貸金は三分六厘くらいになりますか、そうすると農林水産金融に比して中小企業者に対する金融は倍以上の手数料を払わされる。それだけ高い資金コストになるが、一体どういふわけであつたのか、大きな開きが依然として認められなければならぬのか、御説明願ひたい。

○加治木説明員 手数料の計算は私の方で事務的にばきましたのがありまして、便宜私の方からお答えいたします。きのうもちょっとお答え申し上げたのでありますが、農林公庫は全部代理貸しでありまして、中小公庫も大部分代理貸しをやつておられます。代理店手数料は違ふのでありますが、一つ違ふのは、農林關係は地方銀行も扱えることになっておられますが、おそれる半程度が農中になっておられます。その他の大部分が信連で、あとごくわずかが銀行であります。資金の性質上實際そういう形になっておられます。従つて一つの代理店金融機関の扱いが圧倒的に大きいのであります。そして農林公庫の代理店手数料のきめ方は、たとえばその一つの金融機関が三十億以上扱つておる場合には、三十億をこえる部分については一%、一番低いところが三億でございますが、二億のところは

二・五%でございましたか、そういうやうな段階別に手数料がきまつておるのであります。従つて全体を平均しますと今一・八%くらいになっておりますが、地方銀行だけをとつてみますと、大体平均今二%くらいの代理店手数料が払われておる。従つてわれわれの方で適正手数料といふものを一応紙の上ではじいたのでありますが、その考え方の基礎といたしましては、まず第一に貸し出しの経費を見る、これは一件当り金額によつても違ふのでありますけれども、地方銀行の経費を農林公庫の場合も中小公庫の場合も、ある程度同じベイスで見てもいい見方をいたしますと、たとえば貸し出し経費は地方銀行でいきますと約一・一九%かと思われるのであります。そのほかに貸し出しに伴うリスクの負担があるわけでありまして、これも手数料の中に含めて見てやるべき性質のものかと思つたのであります。これが農林公庫の場合には代理店が二割の負担でありまして、中小公庫の場合には甲と乙とで違ひますが、大部分甲でありますから、甲の場合を申し上げますと、代理店が八割の負担であります。それでまずリスクの負担の点から申し上げますと、今言つたやうに、農林公庫の場合には代理店が二割の負担であります、中小公庫の場合には八割が代理店の負担であります。従つて同じ危険率を感じたとしても、一方はその八割を見てやらなくてはならぬといふ点で、リスク料として見てやるべき部分が中小公庫の資金を扱う場合に高く見てやらなければならぬといふことになるのであります。それから経費の方はわれわれの方ではこうい

う計算をいたしたのであります。農林公庫は御承知のやうに十年以上の貸し出しが大部分であります。ところが中小公庫は大部分が三年以下の貸し出しであります。従つてもちろん管理費や何かのことも若干考えなければならぬが、貸し出しの際に要する経費は、かりに一方が十年、一方が二年といつたしますと、十年に一べん調査費をかけた方が十年間にわたつてずっと手数料が払われるわけでありまして、年率に直しますとその分が十分の一くらい。二年でありますと二分の一といふやうな計算ができるのであります。従つて必ずしも今言つたやうな差はつけておられませんが、貸し出し経費の見方の場合に、年率に直した場合にやはり農林公庫の方が経費としては安く見てやつていいのではないかと、そのほかに先ほど申しましたやうに、代理店一機關の扱う金額が大きいために生ずる差があります。こういった關係で地方銀行だけを例にとりますと、今言つたやうに二%と、九分六厘のあはれは四五%、それから三百万円をこえるものは四〇%でございましたが、平均いたしますと九分六厘の四三%でありますから、大体四分程度になつておるのではありませんが、農林公庫の場合は貸し出し残高に對して二分五厘が三分、こういうきめ方になっておられます。従つて四分と二分といふ開きが大体出ております。そういう關係でございます。

〔委員長退席、小平(久)委員長代理看席〕

○内田委員 私は昨日たくさん意見を申し述べましたし、また質疑もいたしましたからこれ以上むづかしいことは申しませんが、昨日大臣並びに中小企

業庁長官にお尋ねをいたし、かつ希望をいたしました一点につきまして、新しい資料を入手いたしましたので、これを御参考に供しながらもう一度これから申します点につきましてお答えをいたしたいと思いますのであります。

今度の法律はきわめて簡單で、十億円を中小公庫から商工中金に回してやるところの金は政府の金であります。従つてその金利を幾らにするかということになれば、大臣並びに中小企業庁長官のお答えでは、これは無さやで六分五厘ということを考えておるといふことでございます。これに対して私は六分五厘でなくてもいいじゃないか。現にここに配られた中小企業庁の資料によりまして、中小企業金融公庫の平均コストはただの政府出資も入つておるのだから、平均すると大さっぱにいつて三分二厘五毛じゃないか。これによりまして、もちろん安いのは昭和三十年年度において平均すると二分八厘二毛、三十一年度になると三分四厘九毛ということになるわけでありますから、その辺のレートで商工中金に金を貸してやれないか。なぜならば、くどいようでありますが、商工中金の資金のコストが高くて困る。従つて中小企業者が困るのだから、安く下げてやつて下さいという氣持。ところが政府の答えはこれは無理である。しかし今後は研究するというお話でありました。ところがここにいろいろ資料があります。これは資料でなしに堂々たる内閣の政令でありまして、政令第二百七十九号「中小企業金融公庫の商工組合中央金庫に対する貸付金の利息に関する政令」といふのがありまして、これによりまして、御承知のように現在中小企業金融

公庫が商工中金に十億圓貸付があります。昨日の質問でこの貸付金を来年度一ぱいは回収しないという御言明がありました。これは、まことにけっこうなことだと思います。これは理財局長がおられる前で政府のお答えを繰返すわけですからありますが、前の十億圓にこの中金法による十億圓の政府の金が入るわけでありまして、しかしその前の十億圓については今読み上げました政令の第二条で、「貸付金の利率は、年五分五厘とする。」ということが書いてあります。その第二条に持ってきて「商工組合中央金庫は、その毎事業年度における貸付金の利息を当該事業年度末までに支払わなければならない。」ということが書いてありまして、現在貸してあるものは五分五厘ということで、五分五厘という利息は政府出資を考えるならばこれはただでやるべきだ。また資金運用部資金を考えるならば六分五厘でやるべきだ。その中間をとって五分五厘——五分五厘という数字は私がきのう申しましたように中小企業金融公庫の一般貸出しは九分六厘である。それに対して代理金融機関に対して四分三厘の手数料を払いますが、それを差し引くとちょうど五分三厘になるのではないかと、その辺でしかるべきではないかということをお聞き上げたものであります。やはり当時の政令に五分五厘にするということが書いてあります。同じ政府の金でありますから、この政令第一条を今度の法律の改正法にうたいまして、この改正による部分も五分五厘でいけるということになさらないのはおかしいと思います。今通産大臣はこれで安心せられたはずであります。これをごろんに入れます。

から、少くとも五分五厘にするという
ことをここではつきり御答弁いただき
たい。これは政令でございますから当
然これに基けると思いますがお答えい
ただきます。

○河野政府委員 当時私関係いたしましたものですからかわってお答え申し上げます。これは御案内かと申しますが、たしか二十七年でございますが、一般会計から商工中金に二十億の貸し出しをいたしております。その金利は五分五厘で一般会計から商工中金に貸し出したのであります。その後いろいろ経緯がありました。中小金融公庫が設立されることになりまして、それを一般会計から商工中金に貸しておくという制度は、中小公庫ができた上はおかしいじゃないか、本来ならば商工中金に貸されて——これはその当時のことをそのまま申し上げるものであります、よし悪しは別であります。が、商工中金に貸し出されておつた二十億は引き揚げて、そうしてこれからは中小公庫への出資に充てようじゃないか、こういうことが議論されたのであります。今申し上げておりますのは、出資にいたしてそのまま商工中金から金を引き揚げようという意味で申し上げておるのであります。実質的に商工中金から引き揚げて、その資金を中小公庫の資金として充てるようにしよう、こういうふうな配慮で実はやってきたわけでありまして。ところが商工中金に二十億出してありますものをいきなり引き揚げる手はないということとでありまして、これはしごくごもっともな御意見であるので、それでは一般会計から商工中金に出しておつた資金の源をそのまま中小公庫への出資に振

りかえよう、そのかわりに今度は中小公庫から商工中金へ貸し出してほしい。そうして商工中金から中小公庫へ引き揚げるのは、一定の年限を待つて徐々に商工中金の金繰りを著しく害しないようにして引き揚げる、こういう配慮があつたのであります。そのときに二つのことが考えられます。一つは商工中金の金利負担を加重することとはこの際適當であるまい。従つて一般会計から五分五厘で借りておつたのであるから、そのまま中小公庫からの借り入れもやはり五分五厘でつなぐことがよからうというのが一点。それからもう一つは、中小公庫はそれは出資でありますから利息のつく金ではないのであります。従つて中小公庫に不当な負担を負わせることにならない、五分五厘で貸すならば中小公庫に不当な負担を負わせることになるまい、従つてその金利は五分五厘でいいではないか、こういうふうな経緯で五分五厘と、いうことできまつたのでありまして、この点は内田委員御承知かと思ひますけれども、今度の金利六分五厘の問題とそのときの五分五厘とは経緯から申しまして若干事情が違うのではないかというふうに私は考えております。

○内田委員 経緯は今河野理財局長のおつしやる通りです。当時私は衆議院に席を持っておりましてよく存じておるのであります。しかし回された金は色はないし、また借りておる商工組合中央金庫もその当時の商工組合中央金庫でありまして、要するに政府の金を中小企業金融公庫を通して借りておるわけでありまして、しかも昨日からたたびたび申し出ておりますように、中小企業金融公庫は資金運用部の金を二百何

十億が借りておりますけれども、同時に無利子の政府出資を二百四十億が借りているのであります。資金コストというものは半々にすると三分以下になつておりますから、一向事情は變つておらないわけであります。しかも今日はたびたび政府からも御説明があり、委員会の方からも発言がありますように、当時から見ると一般の金利は格段に下つてゐるわけであります。

〔小平(久)委員長代議員退席、委員長着席〕

従つて當時の経緯はともかくとして、政府の金が中小企業金融公庫に回され、それがまた商工中金に全部回されてくる場合には同じでありますから、一般金利水準に従つてむしろ五分五厘よりも下るのが当然ではなからうか。これは商工組合中央金庫が非常に安い資金源を握っている場合にはいいですが、非常に高い資金源でありまして、そのために中小企業者は商工中金から一割一分以上の金を借りているのでありますから、何とかして安くやりたいというのが總意でありますから、少くともこの當時の、現在生きておる私が読み上げましたような政令による五分五厘より高くなるということはおかしいことであります。しかも題名がちやんと、中小企業金融公庫の商工組合中央金庫に対する貸付金の利息に関する政令とあるのでありますから、これを違えてはいけませんから、これは御堂弁は要りませんが、これ以下でやるとををお願いをして、これで私は質問を終ります。

○中崎委員 先ほど話が中断いたしました、が、まず中小企業金融公庫が普通預金の金融機関を代理貸しとする場合に出

うが、
一体そういうものに対しては金

もやたらに期限を短縮して、大体すえ

そういうようなことを考えてみます

え方を持ち、さらに中小企業全般を安

て金を使つてもらうような情勢に金融

基調が變つてきておる。そしてまた長期の社債までもだんだん低利で発行が容易にできるような状態であり、電力債のごときは発行してその日に売れるというくらいで、非常に金融基調がゆるんでいる。従つて千六百億ですが、政府の方が民間の金融機関の協力を得て一つの資金計画を立てておられますが、千六百億が千七百億でも、私はさらに増額して民間からの協力を得るようなことができると思う。従つて政府の財政投融資をそうした面に切りかえても、国全体の産業金融計画というものは何ら狂いがなく円滑にいけるのではないかと、そういう面についてこの際考え方を改めて、資金運用部の資金なりあるいはまた次の補正予算を組むような機会には、政府の財政資金を投資して、商工中金の資金源をさらに充実して金利を低下していくような考え方ができるかどうか、これは一つ責任のある答弁を要求したいのです。通産大臣と同時に大蔵大臣の回答を要求したいのでありますが、ちょうど見えていないので、山手政務次官に責任を持って熱意のあるところを示してもらいたい。ただおさなりのうちに、長年中小企業というものはこういう状態において非常に冷や飯を食わされているのだから、この際一つ思い切つて、時期も決して無理でない時期に来ているのだから、その決意のあるところを一つお示し願いたい。

○石橋國務大臣 商工中金に対しては政府出資ということも考えておりますが、特にこの債券について金利を下げる方法を講じたいと思つて、ただいませつかく大蔵大臣と話し合つておる次第であります。そういう方向に向つて

実現をさせるつもりでありますから、どうぞ御了承願います。

○山手政府委員 中崎委員の今のお話でございますが、その件につきましては私も現在その資金源を中金債に依存をいたしておりますために、金利が下らないということもよくわかつておりまして、また通産大臣の方から非常に嚴重なお申し出もございましたので、今度の予算編成前後においても種々研究をいたしたのでございませうけれども、一般会計からこういう出資をすることの原則についても、いろいろ大きな政策上の考え方の相違もありましたし、片一方また商工中金自体にもいろいろ問題があり、特に単位組合が手数料なども相当大幅に取つたりいたしております。また、そういう面の手数料や何かを引き下げることが前提だから、そういうふうな努力を早くしようというところもありまして、できるだけ商工中金の金利を引き下げようという努力は、ことしの初めから十二分にいたしたつもりでございます。一般会計からの出資をするということには手が届かなかつた、まことに不十分でございまして、私も申しわけなく思つておりますけれども、そういう商工中金の側の態勢なり、または末端の単位組合の手数料等の問題も解決をし、政府の方も順次腹をきめまして、お話のような面につきましても一段の努力をして、御満足のいくように今後やつていきたいと思つております。

○中崎委員 ただいま通産大臣の答弁を聞きまして、きわめて遺憾に思ひます。ああしたような心がまえ、態度であるから、今までもどうも大蔵省にして

やられておつて、思うようにいかない。もう少し通産大臣が、ときには河野農林大臣くらい、の心臓の強さをもつてやつてもらへば、この問題も容易に打開できたと思ふのです。ただ単に、私の質問に対して、金融債の利回り低下のことを大蔵大臣と相談するとか、中だとかいうことであります。かりにそういうお話をされても、引き受ける相手方もあることではあります。五厘下るか、一分下るかが関の山です。しかもそれは金融債全部の四百二十三億をいかに下げられるのじゃない。これはみんな期限がある。だから今後の分だけを順繰りに下げていっても幾らにもなりはしない。そういうふうなことをいって、金利全体を下げるというふうな、なまぬるいことを考えておられたのでは、問題の解決にならない。そこで今言つたように五分五厘でも下ろさうだから、五十億でも何億でも新しく持つてくる、これはきわめて容易です。これはほんの金融計画だけを變えていけばいいのだから、案なことだと思ふ。だからそのくらいのことだけでもやるといふふうな熱意を通産大臣の口から私は聞きたかつた。もう一つ、それはできるかできぬかは別として、一応さらに検討してみようというくらいは誠意、熱意くらいは示してもらわなければ、私はこの問題の解決にならぬと思ふのでありますから、もう一度お尋ねしておきます。

○石橋國務大臣 お話でもなく、検討は十分いたしますし、また、ここでもまだ言う段階になりませんが、ほかにも方法を考へておらぬことはないのです。われわれも、商工中金その他中小企業に対する金融が案になり、金利が

下ろすということには十分熱意を持つておるのです。決して御趣意に違ひような方向をとつておりませんから、どうかその点は御安心願ひたいと思ひます。

○中崎委員 次に、先ほど山手大蔵政務次官からお話があったのですが、単位組合の手数料などが非常に高いといふことでもございまして、これは通産省へも特別にお願いしておきたいのです。もう少しその方も十分に監督して、らつて、同時に、一面において政府の方でも資金源を相当供給してやつて、しかも金利を安くしてやる、そういうのではないかと、やはり末端の方もやつて行けないから、勢いわずかの資金で、コストが高ければ、やはり下の方も高くなつてくることになる。そこらのことともあわせて考慮しながら、この問題も同時に解決の方向に努力願ひたいと思ふのであります。

○神田委員 次は松尾トシ子君。

○松尾委員 中小企業金融公庫に関しまして、一点だけちょっとお伺ひいたします。

三十一年度全般のいわゆる産業資金の供給量を見ますと、政府は大へんふやしたといふようなことをおっしゃつておりますけれども、この中小企業金融公庫の本年度の出資金がないといふことと、また加えて、政府金融機関としての使命の割には金利が高過ぎるというところが一番問題になつていふところなんです。私の考えでは、政府機関の使命を果すには、手数料を引き下げるということももちろんのことですけれども、もう一つお伺ひしたいのは、甲方式と乙方式で貸し出しをしておりますけれども、この場合に直接貸しの乙方式をおおやしになるお考えがある

かどうか。こういうことをいたしますと、幾分手数料引き下げに役立つのではないかと。この点を一つ、直接貸しをふやすかどうか。それからその次に、出資金をふやしていただきたい。そうすれば、いわゆる利ざやの金がでますから、資金源がでますから、商工中金に回すのにもつと安い金利で回すことができるのじゃないかと考えます。それで中小企業振興対策と銘打っている政府の政策と比較してこの資金量がそんなにたくさんないといふところから、私はこういうような考えを持つておきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 先ほどいろいろ御意見もありましたが、この資金源をふやすということには、むろん努力をいたしまして、今後やるつもりでありますし、それから金利の問題も、先ほど内田君から指摘のありましたことなどについても、至意に大蔵大臣と打ち合せて考慮をするつもりであります。それから商工中金の末端組合における手数料と申しますが、それも今度から下げようという指令を出しておられます。それから資金源のこととは先ほど申し上げた通りです。

直接貸しのことは、すでに直接貸しを始めておりまして、これもできれば漸次ふやしたいと思ひます。ただし、これはいろいろ人の関係その他がございまして、急激に直接貸しをふやしていく方針でやつております。

○松尾委員 それからも一つ、これは皆さんだれもお触れにならなかつたのですけれども、今度の場合に政府出

資がなかったために、国民金融公庫も、また中小企業金融公庫も一部逆利さやになるというふうなことを聞かされておるのですが、こういう点はどうですか。そのために四月から手数料を少し下げても、すぐに金利を下げないというふうな聞いておるのですが……。

○石橋國務大臣 さような懸念はないはずで。

○神田委員長 ただいま議題となつております二法案中、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案については、他に質疑もないようでありますから、これにて質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。さうに決します。

引き続き本案について討論に入りたいと存じますが、討論の通告がありませんので、これを省略し、直ちに採決したいと存じます。

それでは中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決するに決しました。

ただいま小笠公昭君より本案に対する附帯決議が提出されました。まず提出者よりその趣旨の説明を求めます。

○小笠公昭君。まず附帯決議を朗読いたします。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案附帯決議

中小企業に対する金融措置について

は、第十六回国会の本委員会の決議の精神を尊重し、政府に於ては、農林中金及び農林漁業金融公庫との均衡をも考慮し、

一、資金源の増加

二、利率の引下げ

三、貸出手続の簡素化について、更に一段の努力を払うと共に商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫については、その設立の趣旨を誤らざる様格段の指導監督を強化すること

以上が決議案の案文でございますが、本委員会におきます議論の大勢を振り返つてみますと、今決議に盛り込まれておりますところに議論が集中されておるのであります。しかしてこれらの点は、中小企業対策として最も重要な部分をなすものでありますので、政府は案文記載の諸事項につきましても、さらに一段の御努力を払われたい、というのが提案の趣旨であります。何とぞ皆様方の御賛同を得られんことをお願いいたします。

○神田委員長 本案について討論の通告があります。これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 私は日本社会党を代表いたしましたので、ただいま提出された附帯決議に若干の意見を述べて賛成をいたしたいと存じます。

今日の中小企業の実情を見ました場合、現政府の大資本擁護の政策、すなわち、今日次々と出されていくところの経済立法は、独占禁止をその一角から切りくずして、公正取引委員会を骨抜きにするような法律ばかりであり、その結果、そのしわ寄せを受け

て中小企業は経営難に陥り、その生存が一般から社会問題のように取り上げられるほどやましく言われているような実情でございます。このときに当りまして、中小企業がみずからの力をもつて、互いに助け合つてみずからの企業なり生活を守るためにその組織化が必要でございます。その組織系統において金融を処理する商工中金の資金源をふやすことについては、われわれは最も望ましいことであり、より一その資金源の増加を望むものであります。しかしながら、昨日来当委員会における各委員の質問にも現われておりますように、まずこれら中小企業の金融関係の資金源の問題またはその金利の問題、あるいはその貸付手続の問題、または農林中金あるいは農林漁業金融公庫との均衡の問題等、多々あるのであります。昨日同僚加藤委員の質問に對しましては、通産大臣、中小企業金融公庫あるいは商工中金当局等の皆さんが、本委員会の決議を尊重し、その実現に努力するということを確答しておられます。従いまして、ただいま提案せられました附帯決議を十分に尊重して、その実現をはかれんことを強く要望いたしまして、賛成討論を終ります。

○神田委員長 これにて附帯決議に対する討論は終局いたしました。

それでは本附帯決議案について採決いたします。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。よって本案は、小笠公昭君提案にかかる附帯決議案の通り附帯決議を付することに決しました。

この際通商産業大臣より発言を求められております。これを許します。石橋通商産業大臣。

○石橋國務大臣 御決議の趣意は、私どもの最も賛成するところであり、それから、十分尊重することはもちろんでございます。(拍手)

○神田委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。

この際午後二時まで休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

高圧力、取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月十日印刷

昭和三十一年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局